

## ○追手門学院大学第2学友会センター使用に関する申し合わせ

1995年10月30日

制定

第2学友会センターの使用については、以下の事項を守り、学友会追風活動の健全な育成と快適な活動環境の保持に努めるものとする。

### 1 宿泊について

- 1) センター外への外出は、午後11時までとする。
- 2) 消灯時間は午後11時とする。
- 3) 大声を出したり、騒いだりして地域住民に迷惑をかけないこと。
- 4) 朝は早く起きて、規律ある生活をすること。

### 2 空調について

#### 1) 冷・暖房期間

冷暖房期間は6月1日～9月30日、暖房期間は11月1日～3月31日までとする。ただし、外気・内気温を考慮し使用するものとする。

#### 2) 使用時間

- ・使用時間は7：00～23：00とする。
- ・退室・退所にあたっては、必ずスイッチを切ること。

#### 3) 故障

直ちに学友会センター事務室に連絡すること。

### 3 シャワーについて

- 1) 使用時間は12：00～22：00とする。
- 2) 最後に使用する者は、使用後必ずガスのスイッチを切ること。
- 3) 使用後は排水口につまっている髪毛やゴミなどをゴミ箱に捨てること。
- 4) 更衣室へ出るときは、体の水気を十分にとってから出ること。
- 5) 使用した後は必ず換気扇を回し、清掃をしておくこと。

### 4 給湯室及び炊事場について

- 1) ガスを使用するときは、必ず換気扇を回すこと。
- 2) 使用後は、必ず元栓を閉めること。
- 3) 炊事場のガス台を使用するときは、火元から離れないこと。
- 4) 炊事場の使用後は、清掃すること。また生ゴミ等は、必ず残さず捨てること。

### 5 清掃について

- 1) 使用した部屋については、責任をもって使用後必ず清掃をすること。
- 2) 毎日10:00～15:00は、委託業者による清掃時間帯になるので、宿泊等の場合は、貴重品を置かないこと。またその他の荷物については、清掃の邪魔にならないように棚に置くこと。また、布団については押入れに直しておくこと。
- 3) 清掃時間帯において使用している場合は、必ず清掃に協力すること。

## 6 その他

- 1) 貵重品は手元に置くなど、盗難防止に努めること。
- 2) 設置されている備品以外に、物品等を持ち込んだ場合は、使用後必ず持ち帰ること。
- 3) ゴミは、「生ゴミ」「燃えるゴミ」「カン」「BIN」に分別して捨てること。
- 4) 昼の明るい時間帯は電灯の使用を控えるなど、電気の節約を心掛けること。

## 7 所管

この申し合わせに関する事務は、学生支援課の所管とする。

## 8 改廃

この申し合わせの改廃は、学生支援委員会の議を経て行う。

附 則

附 則

この申し合わせは、2022年4月1日から施行する。